

【刑 法】

問題 以下の問1、問2の両問について、答案を作成しなさい。

※ 答案用紙に、各自で「問1」「問2」と記入して、答案を作成すること。

問1 次の事例における甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点は、除く）。

- (1) 甲および乙は、かねてから恨みを抱いていたAを殺害することを計画し、甲が拳銃2丁を入手した。甲および乙は、各自が拳銃1丁を持ち、Aが行きつけの Snackbar Xに入店するのを確認したうえ、XからAが出てくるのを待ち構えていた。入店してから約2時間後にAがXから出てきたので、甲および乙は、それぞれ殺意をもってAに向けて拳銃で各3発ずつ発砲した。甲および乙が発砲した6発の弾丸は、2発がAに命中し、それによりAは即死した。ところが、甲および乙にとっては全くの予想外のことであったが、Aの忘れ物に気づいてAを追いかけて店外に出てきたXの店員Bにも弾丸1発が命中し、これによりBは全治約2ヶ月を要する傷害を負った。AおよびBに命中した合計3発の弾丸は、いずれも甲が発砲したもので、乙が発砲した3発の弾丸は、AにもBにも命中していなかった。
- (2) Aの殺害に成功して気が大きくなった乙は、甲に対して、「実は、Cにも恨みがある。この際、Cも痛い目にあわせて思い知らせてやりたいのだが、一緒にやってくれないか。」と持ちかけた。甲は、「分かった。Cも痛い目にあわせてやろう。一緒にやってやる。」と応じた。この時点で、乙は、Cに傷害を負わせれば十分に目的を遂げられると考えていたが、甲は、乙からCを殺害する協力を求められたと思い込み、Cを殺害するつもりで乙に同意したのであった。
- (3) Aを殺害した拳銃を使用すると同一犯であると判明してしまうと考えた甲および乙は、乙が用意した鉄パイプを各自1本ずつ持ち、C宅付近でCを待ち伏せた。すると、Cが自宅から出てきたので、甲は殺意をもって、乙は傷害の故意で、それぞれCを滅多打ちにした。Cは、突然の鉄パイプによる二人がかりの襲撃に抵抗することもできずに滅多打ちにされ、その場に倒れて動かなくなった。乙は、その様子を見て、目的を遂げたと考え、甲に対して、「もう十分だ。気がすんだ。逃げよう。」と

申し向けた。甲は、「とどめをささなくて、いいのか。」と乙に確認したが、乙が「十分だ。」と答えたので、乙と共に逃走した。Cは、救急搬送された病院において、鉄パイプによる殴打に基づく脳挫傷が原因で、死亡した。脳挫傷を生じさせた殴打は、甲によるものか、乙によるものか、判明しなかった。

問2 次の事例における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点は、除く）。

- (1) 甲は、Aを傷害する意思で、Aに向けて石を3個投げつけたが、投げつけた石は3個とも、Aの身体の直近を通過し、Aの身体には命中せず、Aを傷害するに至らなかった。
- (2) そこで、甲は、計画を変更し、無言電話をかけ続けてAを精神衰弱症ないしノイローゼにしようとして、連日連夜何百回に及びAの携帯電話に無言電話をかけたが、Aは精神に何らの異常もきたさなかった。
- (3) 甲は、さらに計画を変更し、Aを精神衰弱症等にする意思で、連夜、A宅の電気が消えたのを確認しては、A宅のドアを「ドンドン」と騒々しく叩いてAの就寝を妨害し続けた。甲が約1ヶ月間にわたって同種行為を繰り返したところ、Aは、極度の睡眠不足により、通勤途中に意識朦朧とした状態になり、駅の階段を踏み外して転がり落ち、全治約1ヶ月を要する傷害を負った。